

第 3 期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）（案）について

- 1 【概要版】第 3 期芽室町子ども・子育て支援事業計画  
（芽室町こども計画）（案）について 資料 1-1
- 2 【こども向け概要版】第 3 期芽室町子ども・子育て支援事業計画  
（芽室町こども計画）（案）について 資料 1-2
- 3 第 3 期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）（案）について  
資料 1-3

## 【概要版】

### 第3期

# 芽室町子ども・子育て支援事業計画 (芽室町こども計画)(案)

令和7年〇月

芽室町

# 第1章 計画の概要(本編 P1-6)

## 1 計画策定の背景と目的

こども・子育て支援事業計画は、こども・子育て支援法に基づき、5年ごとに幼児期の「教育や保育」、「地域の子育て支援」に関するニーズ調査等を踏まえた見込み量とその確保方策を計画するものであり、本町においては、安心して子育てできるまちづくりを目指して、令和2年4月から令和7年3月を第2期とした「芽室町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町の子ども・子育て支援を総合的、計画的に進めてきました。

この度、本計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、「第5期芽室町総合計画」を上位計画とし、こども大綱と都道府県こども計画及び成育医療等基本方針を勘案するとともに、本町の現状と課題、従来計画の評価、ニーズ調査等を踏まえながら、令和7年4月から令和12年3月を計画期間としたこども分野の「総合計画」として、「第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）」を策定します。

少子化の進行や晩婚化・晩産化の傾向が続くなか、安心してこどもをうみ育てることができ、未来を担う本町のこどもが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、さまざまな事情や背景の家庭に対応した相談・援助体制の充実と、妊娠から出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援を実践します。

そして、本町が今後構築を目指していく「属性を問わない一貫性と継続性ある相談支援体制（全世代型地域包括ケアシステム）」への協調と貢献を強く意識しながら、取組を進めてまいります。

## 2 ニーズ調査及び意見聴取の実施時期

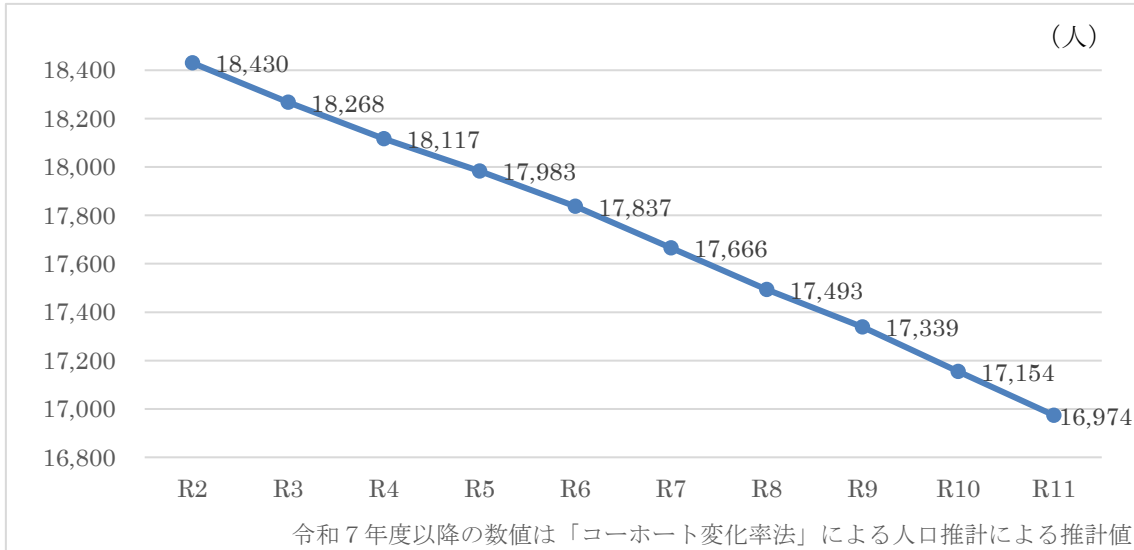
本計画の策定に当たり、各種調査・アンケートを実施しており、こどもや子育て当事者の意見を反映させました。

調査名等	実施時期	対象者数	回収数	回収率
芽室町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査	R5. 12～ R6. 1	620 世帯	272 世帯	43.9%
ヤングケアラー実態調査	R5. 12	1,078 人	900 人	83.5%
子どもセンター児童アンケート	R6. 9	628 人	379 人	60.4%
子どもセンター保護者アンケート	R5. 11	369 世帯	200 世帯	54.2%
保育サービスに関するアンケート	R6. 10	399 世帯	364 世帯	91.2%
保護者及び子育て団体等意見聴取	R6. 9～11	5 団体	—	—

## 第2章 芽室町のこどもと子育て家庭を取り巻く環境(本編 P7-16)

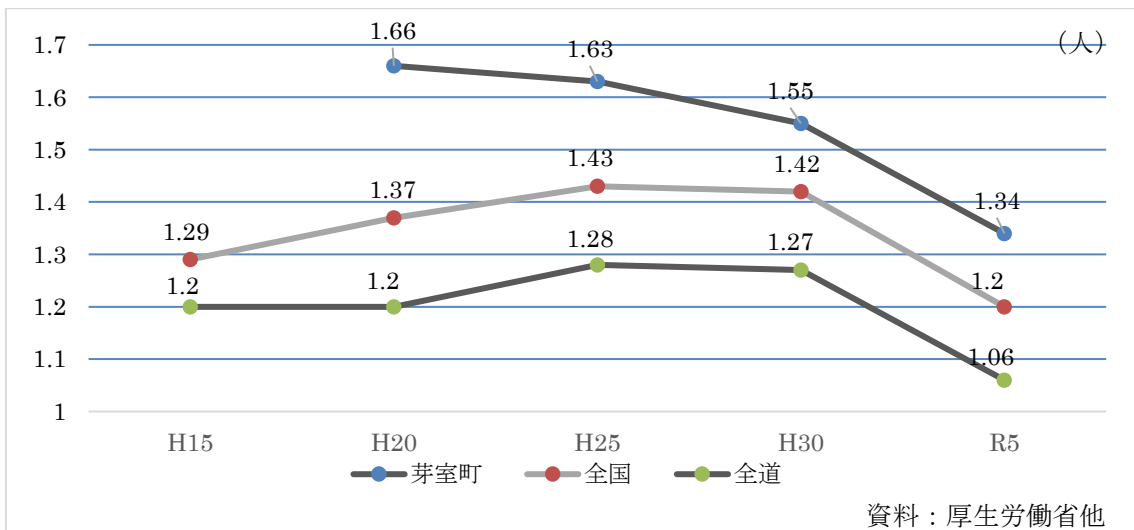
### 1 人口推移

令和6年4月1日の人口は17,837人であり、令和11年には16,974人と、減少傾向の予測となっています。



### 2 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は全国値及び全道値を上回った値となっているものの、減少傾向で推移しています。本町では、不妊治療費助成や産後ケア事業の充実、待機児童ゼロの継続など、安心してこどもをうみ育てることができる環境を整備・推進するなかで、「少子化対策」にもつながる取組を継続します。



※ 合計特殊出生率 1人の女性が一生のうちうむこどもの平均数。

### 第3章 芽室町の子ども・子育て支援施策の展開(本編 P17-52)

#### ◆ 量の見込みと確保方策の設定について

子ども・子育て支援法では、事業計画策定に当たり、下表の各事業において、量の見込みと提供体制の確保を設定することになっています。

#### 1 教育・保育事業の実施計画(本編 P25-28)

第3期計画期間における教育・保育の量の見込みについての考え方は、第2期計画期間の令和2年度から令和5年度までの教育・保育の利用実績から見込みました。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人口推計	0歳児	92	91	90	88	88
	1歳児	100	101	100	99	97
	2歳児	125	106	107	106	105
	3～5歳児	374	392	380	364	342
	合計	691	690	677	657	632
量の見込み (A)	3号 0～2歳児	205	192	190	189	187
	2号 3～5歳児	281	293	284	273	256
	1号 3～5歳児	91	95	92	88	83
	合計	577	580	566	550	526
確保数 ※上美生除く (B)	3号 0～2歳児	206	206	206	206	206
	2号 3～5歳児	317	317	317	317	317
	1号 3～5歳児	175	175	175	175	175
	合計	698	698	698	698	698
過不足 (B-A)	3号 0～2歳児	1	14	16	17	19
	2号 3～5歳児	36	24	33	44	61
	1号 3～5歳児	2	△6	0	7	17
	合計	39	32	49	68	97

#### (1)1号認定(3～5歳、教育認定)

本町には芽室幼稚園(定員75人)と北明やまざと幼稚園(定員100人)の2つの幼稚園がありますが、1号認定では、受入確保が想定できることから、新たに別の施設を整備せずに、既存事業に対する支援を継続します。

#### (2)2号認定(3～5歳、保育認定)

芽室小学校・芽室西小学校区域には、認可保育所としてめむろかしわ保育園(定員200人に対し223人の受入枠)と、めむろてつなん保育所(定員120人に対し141人の受入枠)のほか、小規模保育事業所である家庭保育園トムテのいえ(定員19人)、認定こども園の芽室幼稚園(定員90人)があり、芽室南小学校区域には、町が運営する認可保育所としてひだまり保育所(定員50人)、上美生地区には認可外保育所である上美生保育所(定員50人)があります(区域ごとの量の見込みは本編P25-28に掲載)。不足が発生した場合は、定員120%内の柔軟な受入により、待機児童ゼロを継続していきます。

なお、上美生保育所は、令和5年度と令和6年度は入所児童がおらず休所しました。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の実施計画(本編 P29-51)

第3期計画期間における地域子ども・子育て支援事業の目標事業量(確保方策)についての考え方は、第2期計画期間である令和2年度から令和5年度までの各事業の利用実績及びニーズ調査数値を基に算出しました。

事業名	単位	目標事業量(確保方策)					事業概要
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 利用者支援事業	箇所	2	2	2	2	2	児童及びその保護者が、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業
② 延長保育事業	人	129	130	129	127	124	保育が必要な児童に対し、保育所等において通所の保育時間前後等に保育を行う事業
③ 放課後児童健全育成事業	人	267	257	244	230	215	就労等の理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、適当な環境を与えて生活指導を行い、児童の安全かつ健全内育成を図ることを目的とする事業
④ 子育て短期支援事業	人	1	1	1	1	1	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業
⑤ 地域子育て支援拠点事業	延人	6,942	6,526	6,504	6,416	6,351	子育て中の親子に対する交流の機会を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業(子育て支援センター開放)
⑥ 一時預かり事業(幼稚園型)	延人	4,077	4,273	4,142	4,033	3,870	現在幼稚園で実施されている預かり保育に相当する事業
⑦ 一時預かり事業(一般型)	延人	93	92	93	93	92	保育所等に入所していない満1歳から未就学までの児童を保育する事業
⑧ 病後児保育事業	延人	104	105	104	102	100	児童が病気の回復期にあつて集団保育が困難な機関、保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業
⑨ ファミリーサポートセンター事業	延人	206	202	199	194	195	子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい方(援助会員)を対象とした会員組織が、小さなお子さんを持つ家庭を支援する事業
⑩ 子育て世帯訪問支援事業	延人	70	67	66	64	63	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む)に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業
⑪ 産後ケア事業	延人	150	148	150	150	150	出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業
⑫ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度(仮称))	延人	-	192	192	384	384	保育所等を利用していない生後6か月から3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無を問わず保育所を利用できる事業
⑬ 妊婦等包括相談支援事業	延人	184	186	186	186	186	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業

①利用者支援事業では、令和6年度から「芽室町こども家庭センターめむろん」を開設し、③放課後児童健全育成事業では、令和5年度に民間事業者による放課後児童クラブが新たに開設され、利用者の選択肢が増えました。

⑧病児・病後児保育事業では、病後児保育の継続実施のほか、病児保育利用助成事業の助成拡大による仕事と子育ての両立支援を強化するとし、⑩子育て世帯訪問支援事業は、令和6年度から地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、教育委員会や学校、保育所等の関係部局と連携し、養育環境に課題のある児童や特定妊婦等の把握に努めるとともに、必要に応じてサービスの利用を促し、生活環境の改善を目指します。

⑫乳児等通園支援事業では、令和8年度の実施に向けて、受入体制整備について関係機関と協議していきます。

## 第4章 利用者支援事業(基本型・こども家庭センター型)(本編 P53-58)

### 1 本町の利用者支援事業

#### (1)基本型

本町の利用者支援事業は、「基本型」と、「こども家庭センター型」があり、「基本型」は、平成 29 年 4 月に「子育て支援センターげんき」において開設し、当事者目線の寄り添い型の支援を実施しています。

#### (2)こども家庭センター型

「こども家庭センター型」は、令和 6 年 4 月 1 日より、妊産婦や乳幼児の相談を受ける「芽室町子育て世代包括支援センター」と、虐待や支援を要する家庭の相談を受ける「芽室町子ども家庭総合支援拠点」を統合し、子育て支援課内(保健福祉センターあいあい 21 を含む)に「芽室町こども家庭センターめむろん」を開設しました。

#### (3)妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

妊娠期から子育て期の支援については、利用者の目線からみて切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるようマネジメントを行う必要があります。

「子育て支援センターげんき」では、妊娠期から子育て期における保護者の身近な場所として、子育て支援の情報提供や、必要に応じて相談助言を行うとともに、「芽室町こども家庭センターめむろん」では、伴走型相談支援事業、産後ケア事業、産前産後ヘルパー派遣事業、従来の乳幼児健康診査に加え、1 か月健診や産婦健診への支援を開始し、関係機関との連携を通じて妊産婦や子育て家庭の実情を継続的に把握するなかで、必要な支援体制を強化します。また、虐待やハイリスク家庭の増加への対策として、支援はリスクの有無に関わらず、予防的な視点を中心としたポピュレーションアプローチを基本とします。

### 2 多機関連携と相談支援体制

地域の課題を解決するためには、様々な地域住民・団体との支援・協力関係を構築することが必要であることから、本町では定期的に町内の子育て支援団体との情報交換を行い、課題を共有してきました。今後も積極的に情報交換を行い、町民の活力を生かした、町民との協働による「子育てしやすいまちづくり」を進めます。

また、ライフステージを通じた属性によらない一貫性と継続性ある相談支援体制(全世代型地域包括ケアシステム)、「制度のはざま」といわれる課題や「世帯支援」、「属性間のつながり」の仕組みとして、重層的なセーフティーネット(重層的支援体制)が求められており、本町に適した体制構築に向け、取り組めます。

## 第5章 芽室町放課後子どもプラン(本編P59-70)

### 1 児童館の取組

芽室西小学校区の「めむろ西子どもセンターみらい児童館」、芽室小学校区の「めむろ子どもセンターあいりす児童館」、芽室南小学校区の「みなみっ子児童館」それぞれ、現状の定員を維持し継続します。

### 2 児童館における入所児童数の推移

児童館名	定員	登録者数(単位:人)				
		R2	R3	R4	R5	R6
みらい児童館	70	87	118	126	100	154
あいりす児童館	70	289	305	220	236	228
みなみっ子児童館	50	95	75	71	74	72

※通年で随時登録者があるため各年度3月31日現在とし、R6のみ12月1日現在

### 3 放課後児童クラブの取組

児童数は減少するものの、支援単位を減少するほどの影響は見込めず現在の定数を維持します。また、今後も民間放課後児童クラブ、教育委員会及び学校関係者と連携・情報共有を継続するとともに、地域子ども・子育て支援事業が定める「放課後児童クラブ運営指針」等に基づき、適正な運営に努めます。

### 4 放課後児童クラブ年度別推計利用数

	現状	推計(単位:人)				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
① 推計利用数	252	267	257	244	230	215
1年生	98	95	91	87	81	73
2年生	78	86	81	77	73	69
3年生	76	79	76	71	67	64
4～6年生	5	7	9	9	9	9
② 受入確保数	275	275	275	275	275	275
過不足(②-①)	23	8	18	31	45	60

## 第6章 芽室町発達支援システム(本編P71-80)

### 1 現状と課題

- (1) 発達に支援が必要な子どもを早期に発見する取り組みは定着していますが、子どもに係る諸問題（虐待、不登校、いじめ、貧困等）の早期発見と予防について推進する必要があります。
- (2) 既存の制度やサービスでは対応しきれない子どもたちが一定数いることから、早い段階から保護者との相談をスタートし、関係各課、福祉サービス提供機関、医療等とのより迅速な連携に取り組み、総合的な対策を行う必要があります。
- (3) 関係者による保護者支援が充実する一方で、引継ぎや様々な調整がされることで、保護者の役割が薄れてしまうという課題が生じていることから、保護者自身が我が子の将来を見据え、必要な支援や配慮（合理的配慮）を自ら要望することができる力を育てる支援を推進します。
- (4) 特別支援教育においては、通常の教科指導や学級経営に加え、特別支援に特化した教員の専門性や保護者対応が求められます。合理的な配慮の提供や、将来の自立を見通した個別の教育支援計画策定、他専門機関との連携など、多岐に渡る取組が求められています。

### 2 重点課題

「学齢期のこどもの発達」を重点課題とし、諸問題を顕在化させるためのリスクを減らす予防的な取り組みを継続し、個々の支援ニーズに応じた支援体制の構築を推進します。

### 3 主な施策

- (1) 早期の気づきを活かす体制の充実
- (2) 幼稚園・保育所、学校等での相談支援（ケース会議等）の充実
- (3) ペアレントメンターの活用
- (4) 保護者と共に作成する個別の教育支援計画推進
- (5) 特別支援学級担任を支える仕組みづくり
- (6) 学齢期から就労体験できる体制づくり

## 第7章 関連施策の展開(本編 P81-89)

### 1 こどもの権利擁護の推進

「芽室町子どもの権利条例」を推進する中で、こどもや若者の参加する権利を引き続き保障し、次代を担うこどもや若者の意見をまちづくりに反映する取組を進めます。

### 2 ひとり親家庭等の自立・育児支援の推進

ひとり親家庭等の支援については、国や道の制度が中心となりますが、手当、医療費、貸付・奨学・就学・就労等、各種制度の情報が対象世帯に届き、必要な支援を選択のうえ利用できるよう、確実な情報提供に努めるとともに、必要に応じて町としての支援を検討していきます。

### 3 子育て世帯の経済的負担の軽減・こどもの貧困対策

こどもの豊かで安定した生活のため、子育て世帯の経済的負担の軽減、子育て世帯の生計問題への介入など、全てのこどもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

### 4 保育環境の充実

安心してこどもをうみ、こどもが健やかに育つことができる保育環境と、保護者の多様なニーズや一人ひとりのこどもの育ちに寄り添う保育環境の充実に努めます。

### 5 仕事と子育ての両立支援

共働き家庭が増加する中、男女とも育児・家事を担いつつ、希望に応じて仕事とキャリア形成との両立が可能となるようにしていくことが重要な課題です。

本町では、病児保育の助成拡大や病後児保育の継続実施、こどもの居場所づくりの推進など、保育サービスと放課後児童健全育成事業等の充実に努めることで、仕事と子育ての両立支援を推進します。

### 6 芽室町教育大綱及び第2期芽室町教育振興基本計画関連

全てのこどもの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努めます。

- ・芽室町への愛着と誇りの醸成
- ・自己有用感の醸成
- ・夢への挑戦心の醸成

---

【概要版】

---

第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（芽室町こども計画）

発行者 芽室町子育て支援課

住 所 〒082-8651 北海道河西郡芽室町東2条2丁目 14 番地

TEL 0155-62-9733 FAX 0155-62-0121